

2012.03.19

日本の最新法務事情 —国際裁判管轄規定の導入

1・はじめに

海外法務事情の記事なのに、日本の事情？と皆さんご不満に思われるかもしれません。しかし国際ビジネスに大きな影響をもたらすであろう民事訴訟法の改正がなされました。これまでは、判例だけが頼りだった外国人（企業を含む）と日本人（企業を含む）の間での紛争について、日本の裁判所で審理できるかという国際裁判管轄の問題について、民事訴訟法3条の2から3条の12という規定が新設され、本年4月1日から施行されることになったのです。この規定により、これまで法的安定性に欠けるとされた日本の裁判所の管轄権がかなり明確になったといえるでしょう。

2・一般的な国際裁判管轄—被告住所地（営業所の所在地は？）

まず、被告の住所が日本にあれば、どのような種類の訴訟も日本で起こすことができます（3条の2）。ただし日本に営業所がある、支社があるというだけでは日本に全く関係のない訴訟は起こせなくなりました。例えば、ヨーロッパの会社から物を買って、中国の工場で使っていたが、それに瑕疵があった、スポットの契約なので特に契約書は作成しなかった、よく調べてみるとその会社には、神戸に営業所があった、というような場合は、神戸地方裁判所に瑕疵に基づく損害賠償請求訴訟は起こせないということになったのです。これは今までであれば認められた可能性もあり、管轄権が狭くなったとも言えるでしょう。日本に営業所や支社がある場合、その営業所、支社に関連する訴訟に限り日本の裁判所に訴えを提起することが出来ることとなりました（3条の3、4号）。なお、これまでの判例から見て、この営業所や支社には、子会社は含まれないと考えなければなりません。子会社によって日本でビジネスをしている場合には、次の **Doing Business** 管轄によることになります。

3・Doing Business 管轄

新たに、ドイツ法を母法とする日本では採用されておらず、アメリカ法に特有とも言えた、**Doing Business** 管轄が採用されました（3条の3、5号）。これまで認められなかった子会社や代理店を通じて日本でビジネスを行っている場合なども、この **Doing Business** 管轄で認められるようになりました。管轄権の範囲が広がったともいえるでしょう。日本で子会社が物を販売している、サービスを提供しているというような場合が含まれることは間違いないと言ってよいでしょうが、どの程度の実体をもったビジネスをしている場合にこの管轄が認められるか、特にネットビジネスなどについては、議論が出てくる所です。

4・財産の所在地

物の引渡を求める訴訟については、その物が日本にある場合、金銭の支払いを求める訴訟に関しては、債務者に一般的な財産がある場合には、日本で訴訟を起こすことが出来ます（3条の3、3号）。あまり使われていない管轄ですが、活用の幅の広い管轄規定と言えますでしょう。

5・消費者契約・労働契約紛争

消費者が事業者を被告として訴える場合には、契約時または訴えの提起時の消費者の住所地が裁判管轄地となります。すなわち、消費者が日本にいれば、外国の企業に対しても日本の裁判所に訴えることができるようになりました。また、個別の労働契約に関する訴訟については、契約で定められた労務の提供地が日本であれば、日本に裁判管轄権があります。

これらの契約については、契約に管轄合意をした他国の裁判所で裁判をするとされていても無効となります（3条の5第5項、第6項）。

6・管轄の合意（3条の5）

これまで裁判管轄の合意に関しては、それが甚だしく不合理で公序法に反する場合には無効になるとの最高裁判決がありました。このような理由で管轄の合意が否定されることはなくなりました。一般的な裁判管轄については、3条の9において、特別な事情がある場合には、一応国際裁判管轄権が日本にあるという場合でも、管轄を否定して、訴えを却下する場合があると定められました。この規定は、管轄の合意によって発生する管轄を除いています。すなわち、5で述べた消費者契約、労働契約の場合以外は、何か特別の事情があるからと言って合意管轄は否定されなくなったのです。

7・応訴管轄

例え日本に裁判管轄権が無くても、被告側が応じてしまえば、裁判管轄が生じます（3条の8）。契約で他国の裁判所での裁判管轄を定めていても、日本で訴訟が提起され、特に管轄について意見を述べることなく、訴えの内容について答弁してしまうと日本の裁判所に管轄が生じることになります。

8・併合請求（3条の7）

複数の異なる請求について、そのうちの一つについて日本の裁判所に管轄権があれば、その請求と密接な関連のある請求については、一緒に日本の裁判所に訴訟を起こすことができます（客観的併合）。また密接な関連のある請求について、異なる被告に請求する場合、そのうちの一人に対して日本の裁判所に管轄権があれば、もう一人には日本の裁判所には管轄権が無くても、一緒に訴訟を起こすことが可能です（主観的併合）。

以上、ビジネスに関連する新しい規定を概観してきました。専門用語もあり、難しかったかもしれませんが、ご不明の点は遠慮無く筆者までお尋ね下さい。

執筆者：弁護士 苗村博子

（弁護士法人 苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録）

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。